

令和元年度
輪之内町
地域学校協働活動事業について

輪之内町教育委員会

目 次

1 趣旨	3ページ
2 組織	3ページ
3 事業内容	3ページ
◎令和元年度「学校・家庭・地域連携協力推進事業」 （地域学校協働活動推進事業）	3ページ
◎令和2年度以降の事業の予定	4ページ
4 学校支援ボランティア保険	6ページ
5 事業実施に当たっての留意点	6ページ

1 趣旨

未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体の教育力の向上に向けた取組の一層の推進を図ることを目的に本事業を実施する。

2 組織

資料No.1 組織図

【学校本部】

- 平成30年度及び平成31年度にかけて各校に設置された学校運営協議会を母体として、地域学校協働活動事業を推進する拠点として「**学校本部**」を設置する。

【学校推進員】

- 学校本部には、各2名の地域学校協働活動推進員（以下「**学校推進員**」という。）を配置する。学校推進員は、学校とサポーターの連絡調整、学校と地域をつなぐ事業の企画や運営等の中心となる。

【輪之内町本部】

- 地域学校協働活動を町全体で推進していくため、輪之内町地域学校協働本部（以下「**輪之内町本部**」という。）を設置する。

【本部委員】

- 輪之内町本部の構成員
・各学校運営協議会の役員、学校推進員

【総括的推進員】

輪之内町本部には、教育委員会事務局の中に総括的な地域学校協働活動推進員（以下「**総括的推進員**」という。）を1名配置し、学校推進員と連携し、地域学校協働活動事業の町全体の推進を図る。

【連絡会】

- 各学校運営協議会委員、各学校推進員及び総括的推進員で、輪之内町地域ふれあい活動連絡会（以下「**連絡会**」という。）を構成する。

3 事業内容

学校本部は、保護者や地域住民で構成する学校運営協議会を母体としており、学校推進員も運営協議会の一員となり、学校との架け橋となって、学校・地域の実情に合わせた**学校支援サポート**や**地域活動推進の取組**を、学校と連携を図りながら企画立案し、実施する。

◎令和元年度「学校・家庭・地域連携協力推進事業」 （地域学校協働活動推進事業）

【輪之内町本部及び総括的推進員】

- ①総括的推進員 教育委員会事務局に1名配置
- ②学校推進員との連携
- ③ふれあい活動連絡会の開催 2回を予定
- ④学校支援サポーター保険への加入手続き（各学校本部サポーター含む）
- ⑤「ぎふ地域学校協働活動センター」との連携

⑥岐阜県主催の「地域学校協働活動推進員等育成研修」等への参加依頼

【各学校本部及び学校推進員】

- ①学校推進員 各学校本部に2名配置
- ②校区ふれあい活動
 - 協働活動支援員 各校2名
(各校の配分時間の中で人員については、増員することも可)
【内容】配慮を要する児童・生徒の交流活動等(給食、休み時間等含む)の支援
 - 協働活動サポーター
 - ・協働活動サポーター活動 各校1名
(各校の配分時間の中で人員については、増員することも可)
【内容】地域住民による学校校務支援、学校整備活動等
 - ・学習活動支援員 各校 40時間分
【内容】スクールボランティア募集による学習支援等に参加した者
 - 学習支援員 輪之内中学校 5名
【内容】キャリア教育の一環として地域住民による職業講話
- ③ふれあい活動連絡会への参加
- ④岐阜県主催の「地域学校協働活動推進員等育成研修」等への参加

◎令和2年度以降の事業の予定

【町本部及び総括的推進員】 (継続の予定)

- ①総括的推進員 教育委員会事務局に1名配置
- ②学校推進員との連携
- ③ふれあい活動連絡会の開催 2回を予定
- ④学校支援サポーター保険への加入手続き(各学校本部サポーター含む)
- ⑤「ぎふ地域学校協働活動センター」との連携
- ⑥岐阜県主催の「地域学校協働活動推進員等育成研修」等への参加依頼

【各学校本部及び学校推進員】 (前年度事業は継続の予定)

- ①学校推進員 各学校本部に2名配置
- ②校区ふれあい活動
 - 協働活動支援員
 - 協働活動サポーター
 - ・協働活動サポーター活動
 - ・学習活動支援員
 - 学習支援員
- ③ふれあい活動連絡会への参加
- ④岐阜県主催の「地域学校協働活動推進員等育成研修」等への参加

◎令和元年度実施事業以外で令和2年度以降に実施予定の事業を次の例示等を参考に企画・立案する

校区ふれあい活動

(1) 学習活動支援

(例) 授業・学校行事等の補助、放課後学習支援、図書の読み聞かせ、体験活動等

(2) 学びによるまちづくり

子どもたちと地域住民が協働して、地域の資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動

(例) 地域ブランド製品づくり、地域の観光振興、地域防災マップの作成等

(3) 地域課題解決学習

地域課題を解決する学習・体験学習や、多様な経験や技術を持つ地域の人材・企業等の協力により、子どもたちと地域住民が連携・協力し、地域の様々な課題の解決や地域振興等に向けた多様な活動を企画・実施する取組

(例) 地域住民と共に学ぶ防災教室、地域の環境問題解決学習、地域課題を学ぶ子ども会議 等

(4) 地域人材育成

社会的・職業的に自立し、我が国や郷土が育んできた伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、人生を切り拓いていく能力を育成する活動

(例) 子どもたちが「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動 等

(5) 郷土学習

「ふるさと」についての興味や関心を引き出したり、キャリア教育の一環として地域の産業を学び、体験することを通じて地域の将来を担う能力を育成する取組

(例) 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習等

(6) 部活動指導

部活動の支援

(7) 学校周辺環境整備

(例) 花壇や樹木の整備等校内環境整備、図書の整理、登下校の見守り、ICTを使用した学習 等

(8) その他

地域学校協働体制の整備

(例) ボランティア研修、運営会議の開催、ボランティア人材バンクの作成、広報活動、地域交流室の機能の充実 等

4 学校支援ボランティア保険

教育委員会では、町立学校の支援活動に係わるボランティアが安心して活動できるよう、学校支援ボランティア保険に一括加入します。

事故が発生した場合には、事故の日時、場所、状況を明確にしておき、学校に連絡すること。その後、学校から教育委員会事務局へ連絡すること。

5 事業実施に当たっての留意点

- 学校の運営経費で支出すべきものを計上しないこと。
- 他の事業の経費と二重計上することのないようにする。
特に、学校運営協議会に係る経費と区分して計上すること。
- 会議や研修会等を開催又は参加した場合は、議事録(開催日、開催場所及び出席者等を明記したもの)を残すこと。
- 文書の保存年限は、事業を実施した翌年から5年間の保管をすること。
- 本事業は、国(文部科学省)の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」の交付を受けて実施する予定です。交付を受けた場合には、会計検査院検査の対象となるため、書類は厳正に作成、保管すること。
- 岐阜県と岐阜大学と共同で設置された「ぎふ地域学校協働活動センター」との連携を図り、研修会等に積極的に参加すること。